

全日本電気工事業工業組合連合会 組合員の皆様へ

全日電工連認定 取引信用保険制度のご案内



全日電工連だけのメリット

無審査

取引先情報の申告は不要です。
(取引先を問わず補償します。)

シンプルで加入しやすい

売上高ごとの補償プラン選択方式
のため面倒な保険料計算が
不要です。

手続きが簡単

ご加入は同封の加入申込書1枚を
提出するだけ!

2021年4月より組合員の皆さまの
「貸倒れリスク」を補償する
画期的な「取引信用保険制度」を
新たに新設しました!

●全日電工連認定 取引信用保険制度とは

貴社のお取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害額の一定割合を補償する制度です。

「重要事項説明」「ご加入内容確認事項」を必ずご確認ください。

●保険期間:2021年4月1日午前0時から2022年3月31日午後12時まで1年間
(中途加入の場合は中途加入日(毎月1日)から保険期間終了まで)

●保険料払込方法:年一括払

●加入方法:毎年必ず加入申込書をご提出ください。

なお、ご提出締切日、ご提出先等は各工組・支部・地区本部からの通達をご確認ください。



全日本電気工事業工業組合連合会

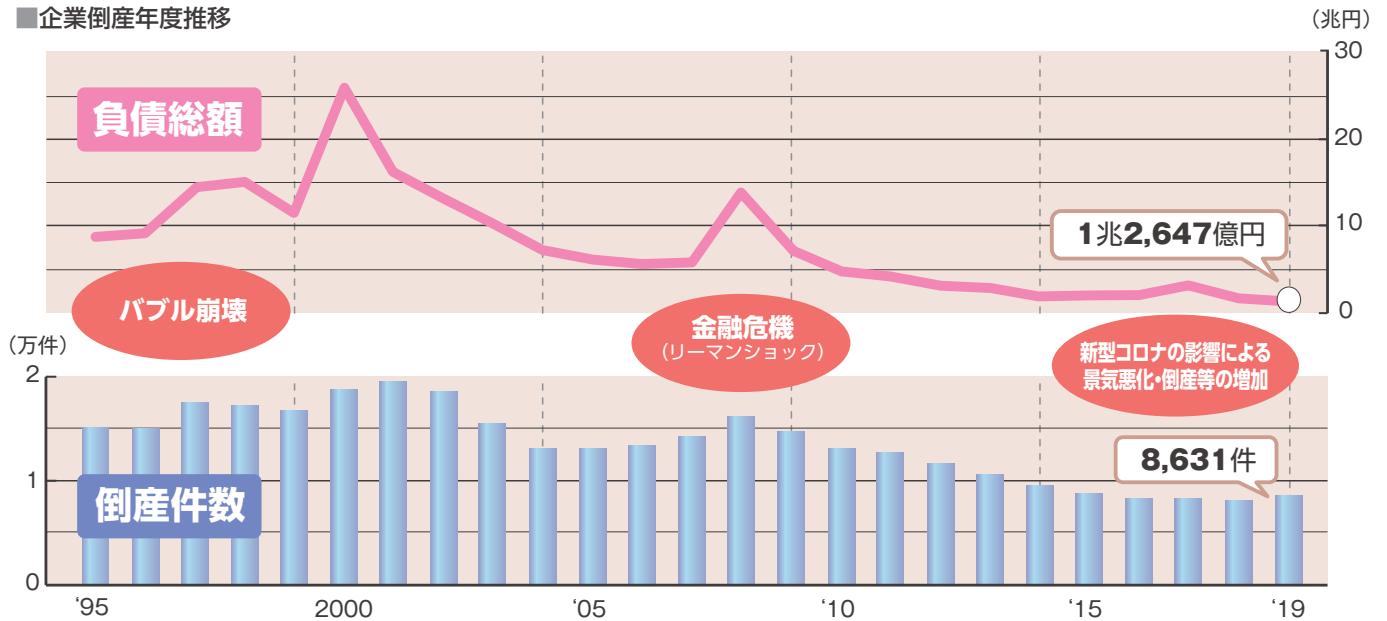
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

お取引先の貸倒リスクへ

ご存知ですか？

- 倒産件数は、景気動向や経営環境によって絶えず変動します。
- 景気動向や経営環境が急激に悪化しても、お取引先に対する売掛債権額をすぐに減らせるとは限りません。
- この場合、高額の貸倒損失が発生するリスクを抱えることとなる可能性があります。



■企業倒産年度推移



(出典) 株式会社東京商工リサーチ 全国企業倒産状況 (2019年度版)

予期しない高額の貸倒損失

実際の事故事例

Case 1 	M社(電気工事業) 年間売上高：2.8億円 M社が工事を受注していたF社は、大手外食チェーン店等の給排水・電気・空調設備工事を手がけ、年売上高約2.9億円を計上。 しかし、施工は外注が大半であったため、小型工事の内製化を図っていたが、人件費増への対応などにより資金繰りは悪化、先行きの見通しが立たず、東京地裁より破産手続き開始決定を受けた。	F株式会社への 貸倒金額 200万円
Case 2 	T社(電気通信・信号装置工事業) 年間売上高：4.36億円 T社の取引先であるN社は、ゴルフ場経営のほか、オートキャンプ場の運営・管理、温泉施設を備えたコテージの賃貸なども手がけ、年収入高約3.3億円を計上。 しかし、景気低迷の影響によりゴルフ場稼働率が低下。経営状態は好転せず、民事再生法の適用を申請した。	株式会社Nへの 貸倒金額 300万円



の備えはしていますか？



全日電工連認定の取引信用保険とは

お取引先が商品の販売やサービスの提供にかかわる代金支払債務を履行しないことで、組合員（被保険者）が損害を被った場合に、その損害の一定割合を保険金としてお支払いする保険です。

1

無審査で広いカバー

- 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。無審査で全ての取引先が対象となります。
- 「夜逃げ」やいわゆる「コロナ倒産」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。

2

全日電工連のスケールメリットがきたお手頃な加入費

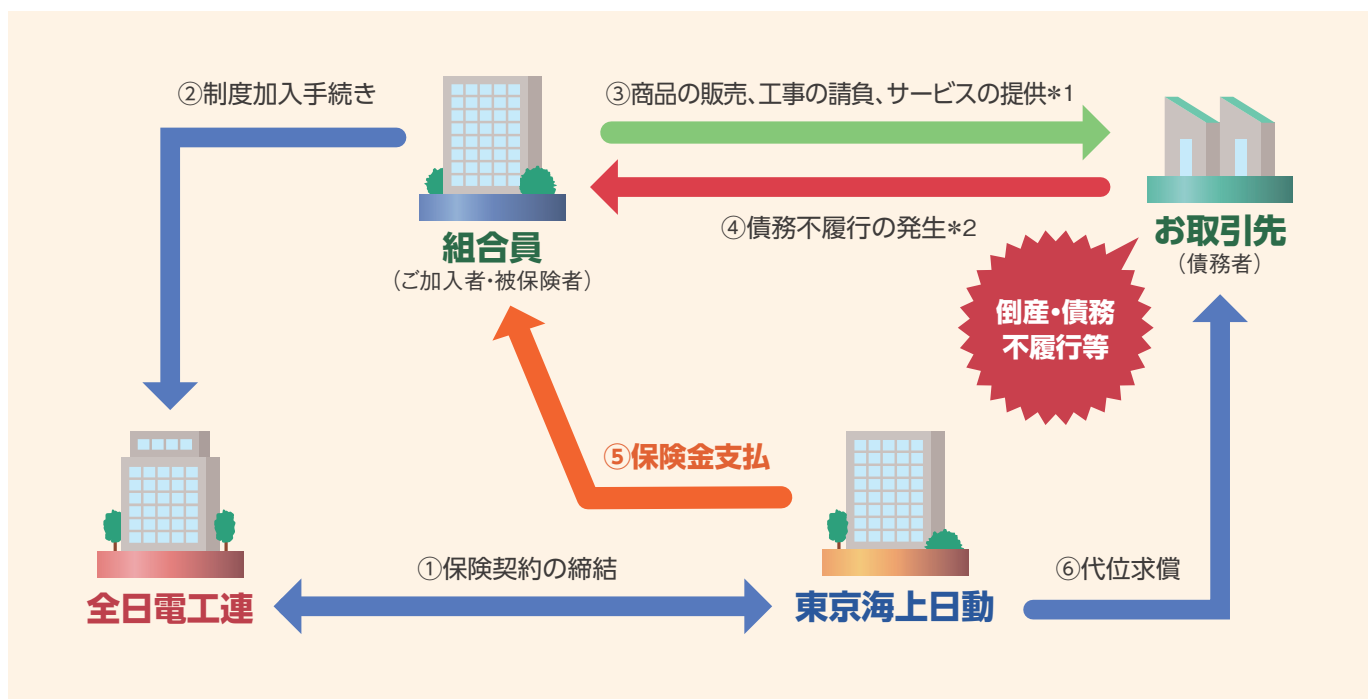
- 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です！
- 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。
- 保険料は全額損金計上が可能です。

3

シンプルで簡単なお申込み手続き

- お申込みは同封の加入申込書1枚を提出頂くだけで簡単です。

全日電工連認定の取引信用保険のしくみ



*1 保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権（売掛債権の他、手形債権を含む）を保険の対象とします。保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。

*2 お取引先の法的倒産や、債務者が債務を履行しないまま保険事故発生期間を経過した場合（法的倒産ではない夜逃げ等）を対象とします。商品に欠陥がある等の理由で代金が支払われない場合は除きます。

全日電工連認定 取引信用保険

全日電工連認定取引信用保険は**シンプル**で加入しやすい商品です!

貴社のお取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害額の一定割合を補償する制度です。

1 加入資格・被保険者

全日本電気工事業工業組合連合会の会員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員

2 対象となる取引・取引先

日本国内に籍を置く全ての取引先企業(海外に籍を置く企業、政府(国)に準ずる組織・機関、自社連結対象企業等は補償対象外となります。) 保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。

3 保険期間

2021年4月1日午前0時~2022年3月31日午後12時まで1年間

保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権が対象となります。

※中途加入の場合は中途加入日(毎月1日)から保険期間終了までとなります。

4 補償の内容

次のいずれかの場合に支払限度額を上限として、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

1

保険期間開始後のお取引*1に関し、お取引先(債務者)が次の「倒産等」に該当し、被保険者に対して負う債務が履行されないことによって被保険者が損害を被る場合

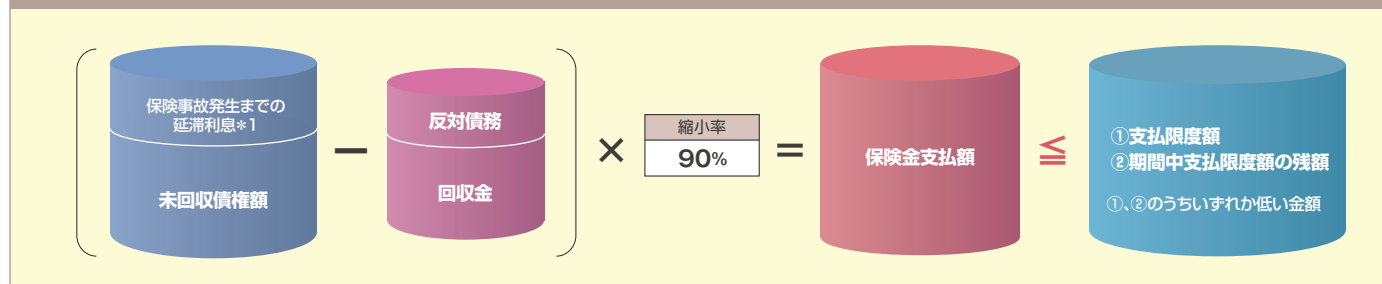
- ①破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
- ②取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③財産について強制換価手続きが開始されたとき、仮差し押さえ命令または保全差押通知が発せられたとき
- ④相続人全員が相続の限定承認もしくは相続放棄の申述をしたとき、または財産分離の請求がなされたとき

*1 「請負契約」および「売買契約」に限ります。

2

債務者が債務の弁済期日から起算して一定期間(6か月)を経過しても債務を履行しない場合

お支払いする保険金



*1 延滞利息は主契約に規定されている場合に限り、法定利率を限度としてお支払い対象とします。

5 縮小率

90%(被保険者が被った損害に対して縮小率が適用されます。)

6 支払限度額

保険期間中 100万円・300万円・500万円・1,000万円 からお選びください。

※制度全体の総支払限度額について:本制度は、基本的には取引先の倒産といった万が一の事態に、組合員の皆様からの拠出によって備える相互扶助の契約でございます。本制度におきましては、加入しやすい保険料とするため、制度全体としての総補償額(=総支払限度額)を設定する場合がございます。つきましては、ご加入に際しましては、次の点にご注意とご理解を賜りますようお願い申し上げます。
 ●加入時にお選びいただいた補償プランの期間中支払限度とは別に、年度ごとに制度全体としての総支払限度額が設定される場合がございます。
 ●お支払いした保険金額が、制度全体の総支払限度額に達したときは、それ以降、同一年度内に保険金が支払われない場合がございます。

7 補償プラン・加入費

年間売上高※、保険期間中支払限度額により、下記からお選びください。

Point

全日電工連のスケールメリットをいかした
とてもお手頃な加入費!

年間売上高	支払限度額(期間中)			
	100万円	300万円	500万円	1,000万円*
1億円未満	57,200円	87,200円	97,200円	—
1億円以上5億円未満	114,400円	214,400円	264,400円	—
5億円以上10億円未満	181,600円	371,600円	501,600円	921,600円

*支払限度額1,000万円プランは、年間売上高5億円以上10億円未満の組合員様にご加入いただけます。また、法的倒産以外の事由による損害は、500万円が補償限度となります。
 ※年間加入費は、年間保険料と運営費(下記)の合算を記載しています。(運営費とは、この取引信用保険制度の運営上必要な費用に充当するものであり、売上高区分ごとに下記の金額となります。)

・売上高区分「1億円未満」:600円/月 /売上高区分「1億円以上5億円未満」:1,200円/月 /売上高区分「5億円以上10億円未満」:1,800円/月

年間売上高について

2019年7月1日~2020年6月30日まで迎えた決算期の売上高(建設業法第2条第1項に指す種類の売上高)の合計を加入申込書にご申告いただきます。事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。新規事業者の場合は、年間見込売上高をご申告ください。

※年間売上高が10億円を超える組合員様は本制度にはご加入いただけません。
 ※制度全体の損害率が悪化した場合は、保険料調整がございます。

8 特長

無審査で広いカバー

- 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。無審査で全ての取引先が対象となります。
- 「夜逃げ」やいわゆる「コロナ倒産」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。

全日電工連のスケールメリットがきいたお手頃な加入費

- 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です。
- 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。

シンプルで簡単なお申込み手続き

- お申込みは同封の加入申込書1枚を提出頂くだけで簡単です。

ご参考 一般の取引信用保険との比較表

		全日電工連認定取引信用保険制度	一般の国内取引信用保険
事前提出書類		なし	ヒアリングシート・取引先明細の提出が必要
保険料水準		5万円~90万円	最低保険料:150万円
引受条件	売上高基準	10億円未満	なし(目安:10億円以上)
	引受審査	なし	取引先ごとに審査が必要
	最低引受社数	制限なし	10社以上
保証対象範囲		制限なし	審査結果に応じて補償が制限される

9 保険金をお支払いできない主な場合

- 1 ご加入者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 2 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱により生じた損害
- 3 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- 4 被保険者が未成年その他制限行為者と主契約を締結した場合で、法定代理人その他の者の追認を受ける間に生じた損害
- 5 商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- 6 被保険者が、債務者が④補償の内容①の「倒産等」に該当することを知らず、その債務者と締結した主計約について生じた損害
- 7 主契約または請求書等により、対象となる商品を引き渡した日付、弁済期日およびその履行させるべき金額を確認することができない代金債権にかかわる損害
- 8 猶予期間経過後に商品を引き渡したることによる損害 等

10 よくある質問

Q1 電気工事業以外の仕事や商品を扱っていますが、そのような取引も対象となりますか？
取引先ごとの制限や審査はありますか？

A 業種に係らず、貴社の契約する「請負契約」「売買契約」のすべての取引が対象となります。一般の取引信用保険とは異なり審査はなく、すべての取引先が補償対象となります。

Q2 保険に加入する前に提供したサービスや販売した商品の売掛債権が保険加入後に
貸倒れた場合、補償対象になりますか？

A 補償対象になるのは、保険加入後に引き渡した商品の売掛債権です。保険加入前に引き渡した商品または提供したサービスの代金債権は補償対象外です。

Q3 年間売上高が10億円を超えた場合は、本保険制度には加入できませんか？

A 年間売上高が10億円超の企業は本制度には加入できません。個別に取引信用保険のお見積りをご案内しますので、加入をご希望の場合は、各支部までご連絡ください。

Q4 取引先が破産手続きをすることなく連絡がとれなくなり、売掛債権が回収できません。
この場合、補償対象となりますか？

A 補償対象となるのは、取引先の破産手続きの開始、取引先が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたなどの場合のほか、一定期間を経過しても債務が履行されない場合は補償対象となります。

Q5 保険期間中に貸倒れが複数回発生した場合、回数の制限なく保険金は請求できますか？

A 支払限度額を上限として、何回でも保険金請求は可能です。保険期間中支払限度額に達した場合は、保険契約終了となります。

Q6 加入申込書に記入する「年間売上高」の基準はありますか？

A 工事業に限定せず、直近の対象期間の貴社の売上高（建設業法第2条第1項に指す種類の売上高）の合計を申告・記入ください。

Q7 複数年度にまたがって引渡した商品の売掛債権が貸倒れました。
補償されますか？

A 保険期間中に引渡した商品または提供したサービスの代金債権が当該年度の保険契約での対象となります。毎年更新いただくことで補償は継続されます。

Q8 中途加入できますか？

A 可能です。お手続き、中途加入費につきましては、各工組・支部・地区本部へお問い合わせください。

11 ご加入手続き

Point

- 審査は一切不要です。すべてのお取引先を一律にカバーします!
- 前提出資料はありません。同封の加入申込書をご提出いただくのみの簡便なお手続き!

- 各工組・支部・地区本部からの通達に従って下記のフローでお申込みください。
- ご提出締切日、ご提出先等は各工組・支部・地区本部からの通達をご確認ください。



12 加入申込書 記入要領

新規加入の場合

- 1 申込日を必ずご記入ください。
- 2 該当するものに○をしてください。
- 3 加入をお申込みされる事業所名、所在地、代表者名のカナ・漢字、役職名、電話番号をご記入ください。
- 4 法人は法人印、個人事業主は個人印の捺印をお願いします。
- 5 年間売上高をご記入ください。
- 6 決算年月をご記入ください。
- 7 売上高確認書類の該当するものに○をしてください。
- 8 ご希望の補償プランに○をしていただき、パンフレットをご参照のうえ、年間加入費をご記入ください。
- 9 類似の他の保険契約がある場合はご記入ください。

保険会社提出用	都道府県(漢字)	社用欄	コード	支部・地区本部(漢字)	社用欄	コード
---------	----------	-----	-----	-------------	-----	-----

全日本電気工業組合連合会 御中
全日電工連認定 **取引信用保険制度 加入・変更申込書**

●申込みを希望される場合は、以下にご記入のうえ、各支部(地区本部)・工組へご提出ください。

1	申込・変更日	0000 年 00 月 00 日
2	A 加入申込	B 変更
	<input checked="" type="radio"/> 新規	<input type="radio"/> 中途加入
		変更 (理由:)
		脱退 (理由:)
3	フリガナ	カアエキカイシャ〇〇〇〇〇〇〇〇
	事業所名	株式会社〇〇〇〇〇
	所在地	(〒 000 - 0000)
	フリガナ	アーンシ ヒロシ
	代表者名	安心 ヒロシ
4	申込印	印
		下記「ご加入に際して」を確認し、同意のうえ、本制度に加入を申込みます。
		法人は法人印、個人事業主は個人印を捺印ください。
A	保険期間	2021年4月1日午前0時～2022年3月31日午後12時
	中途加入日	年 月 1日 ※中途加入の場合、必ずご記入ください。保険始期は毎月1日となります。
5	年間売上高*	2019年7月1日～2020年6月30日までに遡った決算期の年間売上高※(消費税込)をご記入ください。
		9,000万 円 ※年間売上高が10億円を超える組合員様は本制度にはご加入いただけません。 ※新規事業者の場合は、年間見込売上高をご記入ください。
6	決算年月	0000年 00 月 ・ 新規事業者 ※新規事業者は決算年月の申告は不要です。
7	売上高確認書類	① 決算書 ② 確定申告書 ③ その他(具体的な資料名)
8	ご希望の補償プラン支払限度額(期間中)	100万円 300万円 500万円 1,000万円
	年間加入費(中途加入費)	214,400 円 ※中途加入の場合の中途加入費は各支部(地区本部)・工組へお問い合わせください。
[変更の場合に記入]		
B	フリガナ	フリガナ
	(新)事業所名	(新)代表者名・役職名
	(新)所在地	(新)電話番号
9	既加入済み*取引信用保険の有無	あり なし 左記で「あり」の場合は下記もご記入ください。
	保険会社名*	保険の種類*
	満期日*	保険金額*

★または☆が付いた事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできません。ご契約を解除する場合は、ご注意ください。

ご加入に際して
私は、右記の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します

①私が保険契約者である団体の構成員であること
②裏面記載の「個人情報取扱に関するご案内」の内容
③「2021年度全日電工連認定取引信用保険制度のご案内」に記載されている内容

中途加入・脱退の場合

- ◆工組・支部・地区本部からの指示に基づき、中途加入日・中途加入費をご記入ください。(年間加入費と異なりますのでご注意ください。)
- ◆中途加入の場合、保険始期は毎月1日となります。
- ◆保険期間の途中で脱退された場合は同期間での中途加入はできません。

取引信用保険 重要事項説明書

加入申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「取引信用保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入者と被保険者が異なる場合は、本内容をご加入者から被保険者にご説明ください。

ご加入いただく際は、パンフレット、加入申込書でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、約款をご確認ください。(約款については各工組にお問い合わせください。)

ご不明な点は、代理店または弊社までお問い合わせください。

I ご加入時のご確認事項

1. 商品の仕組み

- この保険契約は、全国電気工事業工業組合連合会(以下、「全日電工連」といいます。)をご契約者とし、その組合員の皆様が被保険者とする取引信用保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則としてご契約者が有します。ご加入の対象となる方は、組合員の事業者に限りますので、ご確認のうえお申込みください。組合員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 取引信用保険は、被保険者との主契約の代金支払債務を債務者が履行しないことによって被保険者が損害を被った場合に、その損害の一定割合を保険金としてお支払いする保険です。債務者の倒産や債務履行の見込みがないまま保険事故発生判断期間が経過した場合(法的な倒産ではない夜逃げ等)に保険金をお支払いします。

2. 基本となる補償、お支払いする保険金等

①基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

詳細はパンフレットおよび約款をご参考ください。

■保険金をお支払いする主な場合

- 保険期間開始後の取引(商品引渡しなど)に関し、債務者が「倒産等*」の状況となり、被保険者に対して負担する債務を履行しないとき
- 債務者がその債務を履行しないまま保険事故発生判断期間(6か月)を経過したとき

*「倒産等」とは

- ・債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき
- ・債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ・債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき 等

■保険金をお支払いしない主な場合

- ①ご加入者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的もしくは経済的混乱によって生じた損害
- ⑤被保険者が未成年者その他の制限行為能力者として主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑥商品に欠陥があったことによって生じた損害
- ⑦債務者が「倒産等」に該当することを知らず、被保険者が、その債務者と締結した主契約について生じた損害
- ⑧猶予期間(弁済期日から一定の期間を数えたもので加入者証に記載の期間)を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、猶予期間を経過した日の翌日以降に、被保険者が、商品を引き渡したことによって生じた損害
- ⑨債務者が「倒産等」に該当することを被保険者が知ったとき以降に、

被保険者がその債務者に商品を引き渡したことによって生じた損害
⑩自己のために業務を行っていない個人と締結した主契約について生じた損害

⑪主契約または請求書等により、対象となる商品を引き渡した日付、弁済期日およびその履行させるべき金額を確認することができない代金債権にかかわる損害等

②主な特約条項

ご加入の保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」、「包括契約に関する特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

③支払限度額の設定

ご加入者の申込に基づき、被保険者ごとに期間中支払限度額を設定します。

④ご加入方法、加入期間および補償の開始・終了時期

ご加入にあたっては加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、全日電工連宛に提出してください。

加入期間は、原則として1年間です。

3. 保険料の払込方法等

①保険料の払込方法等

ご加入者は、加入申込書記載の保険料の全額を、払込期日までに全日電工連経由で弊社にお支払いください。

※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入の保険契約を解除させていただくことがあります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II ご加入時の注意事項

1. クーリングオフについて

この保険は、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご加入の要否をご検討ください。

III ご加入後の注意事項

1. 解約される場合

ご加入の保険契約を解約される場合は、代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- ご加入内容および解約の条件によっては、弊社の手定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入者や被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入の保険契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご加入の保険契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. その他契約締結に関するご注意事項

- ① 加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかご確認ください。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までご連絡ください。
- ② このご加入の保険契約と重複する他の保険契約等*1がある場合において、それぞれの支払責任額*2の合計額が損害の額を超えるときは、弊社は、このご加入の保険契約による支払責任額*2の前記合計額に対する割合によって保険金を支払います。
 - *1 主契約における被保険者の代金債権の保全を目的とする保険契約、共済契約または保証契約をいいます。名称が何であるかによりません。ただし、債務者の役職員またはその親族による保証等および被保険者が弊社に書面により通知した債務者の関係会社による保証等は除きます。
 - *2 他の保険契約等がないものとして算出した保険金、共済金または保証金の額をいいます。
- ③ 加入申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご加入の保険契約の始期までに到着するよう手配してください。加入申込書等がご加入の保険契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

本紙で用いる用語解説

身体障害	ご加入の保険契約の当事者（保険料をお支払いいただく方）であり、ご加入の保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。	支払限度額	弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
被保険者	補償を受けることができる方をいいます。	主契約	加入者証に対象商品として記載された商品の販売またはサービスの提供を目的とする被保険者と債務者との間で締結された契約をいいます。保険の対象の主契約は、「販売契約」および「債務契約」に限ります。
債務者	主契約における被保険者の相手方であって、被保険者に対し主契約に基づく債務を有する方をいいます。		

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-720-110

受付時間:24時間365日

ご注意事項

ご加入の際のご注意

<ご加入時における注意事項(告知事項)>

加入依頼書の記載事項のうち、★または☆が付された事項および告知書の記載事項は、ご加入に関する告知義務のある事項(重要事項)です。ご加入時には、告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、引受保険会社にご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご加入後の留意事項(通知事項)>

ご加入後、次のような事実が生じた場合は、遅滞なく、書面をもってご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡いただいた内容によっては、引受保険会社にご加入を解除することがあります。ご連絡がない場合、またはご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。以下にご通知いただく主な事項を記載しておりますが、詳細は保険約款でご確認ください。

- ①ご加入者または被保険者について、合併、解散、または破産手続きの開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の開始の申立て
- ②ご加入者または被保険者が、主契約に変更を加えようとするかもしくは主契約を解除しようとするか、または、債務者が主契約に変更を加えようとしているかもしくは主集約を解除しようとしていること
- ③ご加入者または被保険者に不利な支払期日の変更、または支払いの繰延べを債権者から求められたこと
- ④債権者またはその保証人の合併もしくは解散
- ⑤債権者の発行した小切手または手形が手形交換所における交換手続において不渡りとなされた事
- ⑥債権者による保険金支払いに重大な影響をおよぼすような行為または事実
- ⑦告知事項の内容に変更を生じさせる事実

<保険事故が発生したとき>

保険事故が発生したときは、遅滞なく引受保険会社にご連絡いただくとともに、損害の発生および拡大の防止に努めること等、必要な措置を行っていただきます。正当な理由なくこの規定に違反したときは、保険金をお支払いできないことがあります。詳細につきましては、保険約款をご確認ください。

<責任開始期>

ご加入後、保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前0時から開始します。

<加入者証>

ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

<代理店の業務>

引受保険会社代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

<保険期間中の支払保険金が期間中支払限度額に達した場合の取扱い>

1加入者(被保険者)に対して支払った保険金の合計金額が期間中支払限度額に達した場合には、期間中支払限度額に達することとなった保険事故の発生日をもって、その加入者(被保険者)に対する保険責任は終了します。この場合、引受保険会社は既に受領した保険料は返還しません。

(※)取引先ごとの支払限度額とは別に、加入者(被保険者)ごとに期間中支払限度額を定めます。取引先ごとの支払限度額・期間中支払限度額は「加入者証」をご確認ください。

このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間終了時まで保管してご利用ください。保険期間中に、本制度の加入対象者でなくなった場合は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、本パンフレット最終ページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、代理店担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

- この保険契約は、全日本電気工業労働組合連合会を契約者とする全日本電気工業労働組合連合会の会員である各都道府県電気工業(業)工業組合に加入している会員向け国内取引信用保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本電気工業労働組合連合会が有します。
- ご加入の対象となる方は、全日本電気工業労働組合連合会の会員である各都道府県電気工業(業)工業組合に加入している会員事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットは、国内取引信用保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。保険の内容の詳細は普通保険約款、および特約条項によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は各工組までお問い合わせください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

東芝保険サービス(株)担当窓口一覧

所属工組	東芝保険サービス 担当窓口	住所	電話	FAX
北海道	北海道営業所	〒063-0814 北海道札幌市西区琴似四条2-1-2	011-624-1098	011-615-2102
東北ブロック(新潟を除きます。)	東日本支店	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29 (仙台北町ホンマビル3F)	022-264-7346	022-267-1036
新潟	新潟営業所	〒957-0197 新潟県北蒲原郡聖籠町東港6-861-5 グローバルウェーハズ・ジャパン(株)内	025-256-3232	025-256-3233
関東ブロック 静岡・長野	総合営業グループ	〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	044-578-1049	044-544-1040
中部ブロック(静岡・長野を除きます。) 北陸ブロック	中部支店	〒451-0064 愛知県名古屋市中区名西2-33-10 東芝名古屋ビル3F	052-528-1391	052-528-1394
関西ブロック・鳥取・島根 四国ブロック(愛媛を除きます)	西日本支店	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 (野村不動産御堂筋本町ビル)	06-6245-6021	06-6245-5205
中国ブロック(鳥取・島根を除きます。) 愛媛	中四国営業所	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル7F(株)東芝 中国支社内	082-212-3683	082-212-3689
九州ブロック	九州支店	〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 (東芝福岡ビル)	092-735-3492	092-741-6594

取扱幹事代理店

東芝保険サービス株式会社
 企業営業第二部 総合営業グループ
 〒212-8585
 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34
 TEL 080-050-02141(通話料無料)
 受付時間/平日 午前9時~午後5時
 (弊社指定休業日を除きます。)

取扱代理店

株式会社全日電工連総合サービス
 〒105-0014
 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館1F
 TEL 03-5232-5867
 受付時間/平日 午前9時~午後5時

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
 本店営業第五部営業第一課
 〒100-8050
 東京都千代田区丸の内1-2-1
 TEL 03-3285-1862



全日本電気工事業工業組合連合会